



柳津町  
子育て支援ガイド

令和8年4月

## はじめに



柳津町では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組んでいます。支援として取り組んでいる子ども・子育てに関する制度や各種事業や相談窓口などについて、子育て世代の皆様が分かりやすいようまとめました。

このガイドが、子育て世代の皆様の負担や不安の軽減や解消につながり、安心して産み育てるための一助となれば幸いです。

## 柳津町こども家庭センター

こども家庭センターでは、児童福祉(子ども家庭総合支援拠点)と母子保健(子育て世代包括支援センター)の両機能が連携を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。

### こども家庭相談・母子保健相談

- 妊娠・出産、産後、子育て期における相談
- ・初めての妊娠・出産で不安
  - ・経済的な心配
  - ・虐待やヤングケアラーのこと
  - ・育児に不安
  - ・産後育児に家事に大変
  - ・こどもの発達や障害のこと
  - ・子育てで悩んでいる。
  - ・就学後、学校での心配など



一人ひとり違う悩みに寄り添い、あなたの子育てをサポートします。

相談窓口 柳津町役場 町民課










相談受付 月曜日から金曜日9:00~17:00(土日祝日、年末年始は除く)






電話 0241-42-2118

# — 目 次 —

1. 妊娠がわかったら .....	1
2. 赤ちゃんが生まれたら .....	6
3. 子どもの健康 .....	13
4. 保育所を利用するには .....	16
5. 子育て支援 .....	17
6. ひとり親家庭への支援 .....	22
7. 障がい・発達が気になるときは .....	25
8. 入学後の子育て .....	27

# 子育てサポート一覧表

	妊娠期	赤ちゃん誕生	生後1カ月頃	生後3～4カ月頃	生後6カ月頃～1歳頃	1歳6カ月頃～5歳頃	6歳～	12歳～	
届出・手当	妊娠届 p1	出生届 p6					入学祝金	入学祝金	
	母子健康手帳 p1	医療保険加入 p6							
	妊婦支援給付金 (1回目) p2	妊婦支援給付金 (2回目) p2							
			頑張れ子育て応援金 p9	子どもの医療費助成 p8 ・ひとり親医療費助成 p22					
				児童手当 p11・児童扶養手当 p22					
				特別障害児手当 p25・障害児福祉手当 p26					
				自立支援医療(育成医療) p26					
健康・医療	妊産婦健康診査 p1		1カ月児健診 p7	4カ月児健診 p13	乳児健康相談 p13 <small>(6カ月児・10カ月児・1歳児)</small>	1歳6カ月児健診 p13			
	妊婦歯科健康診査	新生児聴覚検査 p7				2歳児健診 p13			
	妊婦にやさしい遠方出産支援 p3	新生児訪問 p8		こんにちは赤ちゃん訪問 p8		3歳児健診 p13			
	妊婦訪問 p2	未熟児養育医療 p10				5歳児健診 p13			
			予防接種(2カ月児～) p14					就学児健診 p27	
		養育支援訪問							

	妊娠期	赤ちゃん誕生	生後1カ月頃	生後3~4カ月頃	生後6カ月頃 ~1歳頃	1歳6カ月頃 ~5歳頃	6歳~	12歳~	
子育て支援	妊娠・子育て相談 p2								
		産後ケア p12							
	チャイルドシート等購入費助成 p5								
	ファミたんカード p5								
		保育所開放日 p19							
		子育て短期支援事業 p18							
						ブックスタート p10			
					一時預かり保育 p17		放課後児童クラブ p28		
				延長保育 p17					
	子育て世帯訪問支援事業 p19								
教育・保育					保育所 p16	小学校 p27	中学校 p27		
					こども誰でも通園制度 p20	放課後子ども教室 p28			
制度	国民年金保険料 免除(第1号被保険 者) p4	出産育児一時金 p10							
	産前産後・育児休業中における社会保険料(健康保険・厚生年金)免除(勤務先へ申請) p4								
		育児短時間勤務(3歳まで) p11							
		育児休業 p11							
		育児時間 p12							
		所定外労働・時間外労働・深夜業の制限 p12							



# 1. 妊娠がわかったら

## ☆ 妊娠届 ☆ ・ ☆ 母子手帳 ☆

妊娠がわかったら、役場町民課まで連絡して窓口で妊娠届出の手続きをします。

妊娠届時に「妊娠された方へのアンケート」の記入と保健師の面談後に母子手帳を発行します。

妊娠期から小学校入学までの母と子の健康状態や発育、発達、予防接種の記録をしておく大切な手帳です。各種健診や予防接種などを受けるときに持参してください。



問合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 妊産婦健康診査費助成 ☆

母子健康手帳交付時に「母と子の健康のしおり」を発行します。

妊産婦の一般健康診査に係る費用を公費で負担するもので県内の産婦人科医療機関で妊婦健診15回、産後2週間、産後1カ月が無料で受けられます。妊婦健診16回以降は窓口負担がありますが、後日償還払いとなります。

※里帰り等により県外の医療機関で受診する場合は、後日償還払いとなります。

※償還払い：一度健診費用を自己負担していただき、後日申請により払い戻しします。



問合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 妊婦歯科健康診査費助成 ☆

「妊婦歯科健康診査のお知らせ」を自宅に郵送します。

妊娠16週～27週頃に1回300円で「二瓶歯科医院」で受診できます。歯科検診と歯科保健指導を受けることができます。



問合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 妊婦支援給付金 ☆ ・ ☆ 妊婦相談 ☆

経済的支援の給付金「妊婦支援給付金」と妊娠期から出産・子育て期を安心して過ごすための一貫した相談「伴走型相談支援」を組み合わせ実施します。

### ◎妊婦支援給付金

#### 【対象者】

- ①産科医療機関の医師により、妊娠の事実が確認された妊婦（申請の時点で柳津町に住所を有する方）
  - ②流産・死産等された場合も対象になります。（妊娠届出以前及び妊娠届出以後）
- ※他市町村で妊婦支援給付金を給付されている場合は対象外となります。

#### 【給付額】

- 1回目：妊婦1人あたり5万円
- 2回目：こども（妊娠していたこども）の数×5万円

#### 【申請方法】

- 1回目：妊娠届出時に「妊婦給付認定申請書」を提出
- 2回目：出生届出時に「胎児の数の届出書」を提出



#### 【申請期限】

- 1回目：産科医療機関で妊娠の事実が確認された日から2年を経過するまで
- 2回目：出産予定日の8週間目の日から2年を経過するまで

#### 【申請に必要な書類】

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳もしくはキャッシュカード）

### ◎伴走型相談支援

妊娠・出産・育児への不安を軽減し、安心して出産にのぞめるように今後の見通しや利用できるサービスのついてお話しします。

- ①妊娠届出時に「妊娠された方へのアンケート」記入し保健師と面談
- ②妊娠8か月頃に「妊娠中の方へのアンケート」記入し保健師と面談
- ③赤ちゃん訪問時に「出産後の方へのアンケート」記入し保健師と面談

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 妊婦にやさしい遠方出産支援事業 ☆

遠方の産科医療機関や分娩取扱施設で妊婦健診受診時や分娩時の交通費、出産準備のための宿泊費を助成します。

【対象者】柳津町に住所を有する方で

①居住地（里帰り先を含む）から最も近い妊婦健康診査の実施可能な産科医療機関及び分娩取扱施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦



②医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健康診査実施や分娩する必要がある妊婦で、住所地から最も近い周産期母子医療センターまでおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦

③①及び②に該当する妊婦及び妊婦支援のために同じ宿泊施設に宿泊した同行者（妊婦1人につき1人）の方

【交通費】

①分娩時の交通費：出産に際して分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）

バス、タクシー、鉄道の場合：かかった費用×0.8

自家用車の場合：1Kmあたり50円×0.8



②妊婦健康診査受診時の交通費：妊婦健康診査受診時の参加医療機関までの移動に要した費用

バス、鉄道の場合：かかった費用×0.8

自家用車の場合：1kmあたり50円×0.8



【宿泊費】

出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合（出産時の入院までの前泊分として1泊分）

1泊あたり：かかった費用－2,000円

【申請に必要な書類】

- ・助成金申請書
- ・母子健康手帳
- ・振込口座がわかるもの
- ・交通費、宿泊費が確認できる領収書  
（利用者氏名、利用日、料金が確認できる領収書等）

問合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

☆ 産前・産後国民年金保険料・国民保険税の免除 ☆

【対象者】

◎国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農林業者とその家族、学生、無職の人）

◎国民健康保険被保険者

【免除期間】

出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は出産予定月の前3カ月）から出産予定月の翌々月までの各月分

【免除額】

国民年金保険料：全額

国民健康保険料：減額

【届出期間】

出産予定日の6カ月前からできます。出産後の届出も可能です。

※ 届出をしないと免除になりません。

問合わせ先：柳津町役場町民課 ☎ 0241-42-2118

☆ 産前産後・育児休業中における社会保険料免除 ☆

◎産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間（出産の日又は出産予定日以後42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）について健康保険・厚生年金の保険料が免除されます。

◎育児休業等期間中の保険料免除

育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業期間について、健康保険料・厚生年金保険料が免除されます。

各勤務先にお問い合わせください

## ☆ チャイルドシート等購入費助成事業 ☆



チャイルドシートやジュニアシートの購入費の一部を1人の対象乳幼児につき1回助成します。

### 【対象者】

- ◎町に住所を有している
- ◎購入日に妊娠中で母子健康手帳を交付されている方またはその配偶者
- ◎保護者
- ◎チャイルドシートやジュニアシートを購入希望の方
- ◎世帯に町税等の滞納がない



### 【助成額】

- ◎チャイルドシート：購入価格の1/2（上限30,000円）
- ◎ジュニアシート：購入価格の1/2（上限5,000円）

### 【申請に必要な書類】

- ◎「柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付申請書」
- ◎「柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付請求書」
- ◎「領収書（商品名、氏名、金額、購入年月日、購入店名が記載してあるもの）」
- ◎品質保証書の写し又は納品書（型番がわかるもの）
- ◎安全基準マークを撮影した写真及び購入した商品の全体像を撮影した写真
- ◎振込先のわかる通帳等の写し

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ ファミたんカード ☆



社会全体で子育てを応援しようと、全国の協賛店舗に提示することで買い物時の割引など様々なサービスが受けられる事業です。「子ども又は妊婦」に1人1枚交付します。

協賛店は福島県ホームページHPファミたんカードのページから検索できます。

### 【申請】

- ◎「子育て応援パスポートカード」交付申込書を記入し、役場町民課の窓口提出してください。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118



## 2.赤ちゃんが生まれたら

### ☆ 出生届 ☆

#### 【届出期間】

生まれた日を含めて14日以内

#### 【届出人】

お子さんの父又は母

#### 【届出地】

本籍地、届出人の住所、生まれたところのいずれかの市町村窓口

#### 【必要書類】

◎出生証明書（出生届）

◎母子健康手帳



問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ●出生届時に役場窓口（町民課）で行う主な手続き

- ・出生届（住民登録・戸籍記載）
- ・マイナンバーカード交付申請
- ・「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に記入します。
- ・妊婦支援給付金2回目申請（P2）
- ・頑張り子育て応援金の申請
- ・出産育児一時金（国民健康保険加入者のみ）  
※社会保険加入の方は、勤務先または、健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。
- ・子ども医療費助成の申請
- ・ファミたんカード交付申込
- ・児童手当・児童扶養手当の申請

## ☆ 新生児聴覚検査費用助成 ☆

出生後、退院前に出生産婦人科医療機関で行う新生児の「耳の聞こえ」の検査です。聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けることができるよう検査費用を助成します。

妊娠届出時に発行されます「母と子のしおり」の中に「新生児聴覚検査受験票」で受けることができます。



## ☆ 産後健診費用助成 ☆

産後2週間及び産後1カ月の健康診査費用を助成します。  
P1 をご覧ください。

## ☆ 1か月児健診費用助成 ☆

柳津町に住所を有し、生後27日を超え、生後6週間に達しない乳児を対象に1か月健診にかかる費用を助成します。

妊娠届出時に発行される「母と子の健康のしおり」の中に入っている「1か月児健康診査受診票」で受けることができます。

### 【持参品】

◎ 「1か月児健康診査受診票」母子健康手帳、マイナ保険証又は資格確認証（お持ちの方）

### 【費用】

◎ 無料（上限6,000円を超えた場合は自己負担が発生します。）

### 【実施場所】

◎ 県内指定医療機関

### 【その他】

◎ 県内指定医療機関以外の医療機関や県外の医療機関で受診された場合は、後日償還払いとなります。



問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 新生児訪問 ☆

保健師がご家庭を訪問し、体重測定・育児相談・育児に関する情報を提供します。

【対象】 生後1か月頃までの全ての赤ちゃん  
(里帰り出産された方は、町に戻ってから)

【訪問日時】 出生届後に訪問日時をご連絡します。



問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ こんにちは赤ちゃん訪問（4か月児訪問） ☆

4か月児健診前に保健師が訪問し、お子さんの発達の状況の確認や育児相談、予防接種、育児に関する情報の提供を行います。

【対象】 生後4か月児の赤ちゃん  
(4か月児健診対象の赤ちゃん)

【訪問日時】 4か月児健診のお知らせと一緒に訪問日時をお知らせします。

問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 子どもの医療費助成 ☆

子どもが健やかに育つために、保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時の食事療養費等を助成します。

【対象者】 出生時から18歳（18歳に達した以後の最初の3月31日）までの子ども

【申請】 「子どもの医療費受給資格登録申請書」を役場町民課窓口に提出してください。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 頑張れ子育て応援金 ☆

子どもの誕生をお祝いし、健やかな成長を願い、子育てする家庭の経済的負担の軽減のため、町から応援金を支給します。

### ●出産祝金

#### 【支給要件】

- ◎ 父又は母が新生児の誕生日において、引き続き1年以上町に住所を有し、新生児の住所を町に有する
- ◎ 申請時において対象児の父母、又は養父母に町税等の滞納がない

#### 【支給額】

- ◎ 第1子 100,000円
- ◎ 第2子 200,000円
- ◎ 第3子以降 300,000円

※現金で半額、商品券で半額の支給となります。

#### 【申請に必要な書類】

「頑張れ子育て応援金支給申請書」

### ●入学祝金（小学校入学・中学校入学、高校等入学）

#### 【支給要件】

- ◎ 小学校、中学校及び高校等に入学する年度の4月2日現在、入学対象となる子又は父母又は養父母のどちらかが引き続き1年以上町に住所を有する
- ◎ 申請時において対象児の父母、又は養父母に町税等の滞納がない

#### 【支給額】

- ◎ 小学校入学時 3万円
- ◎ 中学校入学時 5万円
- ◎ 高校等入学時 10万円

※現金で半額、商品券で半額の支給となります。

#### 【申請に必要な書類】

「頑張れ子育て応援金支給申請書」

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 出産育児一時金 ☆

国民健康保険及び会社の健康保険、共済組合等の被保険者及び被扶養者の出産時に支払われるものです。

【支給額】 出産児1人につき 50万円

【申請窓口】

◎国民健康保険の被保険者及び被扶養者：役場町民課窓口

◎その他の社会保険の被保険者及び被扶養者：勤務先に確認してください

【その他】

◎「直接支払制度：加入している健康保険から、出産した医療機関に直接出産した費用を支払う制度で、あらかじめ出産費用を用意する負担が軽減されます。

問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 未熟児養育医療給付 ☆

出生時の体重が2,000g以下または身体の発達が未熟なまま生まれ、指定医療機関で入院による養育が必要と認められた子どもに、その治療に必要な医療費の給付を行います。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ ブックスタート事業 ☆



赤ちゃんと保護者がゆっくりと絵本を開いて楽しく触れ合う時間をもっていただくよう絵本をプレゼントするものです。

6カ月健康相談の時にお渡しします。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 児童手当 ☆

健やかな子どもの育ちを支援するため、子育ての経済的負担を軽減します。

【支給対象】 児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）を養育している方

【支給額】

◎3歳未満：15,000円（第3子以降は30,000円）

◎3歳以上高校生年代まで：10,000円（第3子以降は30,000円）

【支給月】

4月・6月・8月・10月・12月・2月  
2カ月に1回、2カ月分が支給になります。

【申請に書類な書類】

◎認定請求書、マイナンバーカード、保護者の通帳  
役場町民課窓口で手続きをお願いします。



問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 育児休業 ・ 育児短時間勤務 ・ 育児時間 ☆

## ☆ 所定外労働 ・ 時間外労働 ・ 深夜業の制限 ☆

### ●育児休業

原則1歳未満の子どもを養育するために一定期間会社を休める制度です。

【対象者】

◎原則として1歳に満たない子を養育する男女の労働者（日々雇用を除く）

### ●短時間勤務

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に対して、1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を講じる制度です。



## ●育児時間

満1歳未満の子どもを養育する女性労働者が、通常の休憩時間とは別に1日2回（各30分以上）、子どもの育児のために請求できる制度です。

## ●所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用を除く）が所定外労働（残業）の免除・時間外労働（残業）の制限・深夜業（22時から5時の深夜の時間帯）の制限をする制度です。

各勤務先にお問い合わせください

### ☆ 産後ケア ☆

出産後のお母さんの育児不安や産後の体調不良があるお母さんをサポートします。宿泊ケア、日帰りケアの費用を一部助成します。

【利用できる方】 町に住所を有する出産後1年未満の母親及び生後1年未満の乳幼児で

- ◎産褥期の身体に回復について不安のある方
- ◎育児の不安がある方
- ◎栄養管理等の日常生活面について保健指導が必要な方

【内容】

- ◎授乳の仕方、母乳の管理
- ◎沐浴の仕方
- ◎一時的にお子さんを預けることで、お母さんがゆっくり休むことができます。



	利用期間	利用料金（税込）
宿泊ケア	最大5日	1泊2日 3,000円 (1泊追加ごとに3,000円加算)
日帰りケア	最大2日	1日 1,500円 半日 1,000円

問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118



### 3.子どもの健康

#### ☆ 乳児健康相談 ・ 乳幼児健診 ☆

日時については、保健事業案内で確認してください。なお、対象となられる方には、郵便でお知らせします。

##### ●乳児健康相談

対象児	内容	実施場所
6～7か月児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> <li>・問診</li> <li>・栄養士による離乳食相談・指導</li> <li>・保健師による相談</li> </ul>	健康福祉プラザ「銀山荘」
9～10か月児		
12～13か月児		



##### ●乳幼児健診

健診名	内容	実施場所
4～5か月児健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> <li>・小児科診察</li> <li>・先天性股関節脱臼検査</li> <li>・栄養士による離乳食指導</li> </ul>	坂下厚生総合病院
1歳6か月児健診 2歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> <li>・問診</li> <li>・小児科診察</li> <li>・歯科診察</li> <li>・フッ化物歯面塗布</li> <li>・心理士による育児相談</li> <li>・栄養士・歯科衛生士の話</li> </ul>	健康福祉プラザ「銀山荘」
3歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> <li>・問診</li> <li>・小児科診察</li> <li>・歯科診察</li> <li>・目・耳・尿検査</li> <li>・心理士による育児相談</li> <li>・栄養士・歯科衛生士の話</li> </ul>	
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> <li>・小児科診察</li> <li>・発達検査</li> <li>・歯科診察</li> <li>・心理士による個別相談</li> <li>・栄養士、歯科衛生士によるお話</li> </ul>	



問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

☆ 予防接種 ☆




●定期予防接種：子どもを守るための重要な予防接種です。病気ごとに接種の対象となる年齢などの条件が定められていますので、忘れずに受けましょう。無料で接種できますが、対象年齢を過ぎてしまうと実費となりますので、かかりつけ医と相談して計画的に接種してください。

種類	対象年齢		接種回数	
ロタウイルス	1価	生後6週～生後24週（6カ月）までの間	2回	初回接種は14週6日まで接種が望ましい。どちらかを経口接種します。
	5価	生後6週～生後32週までの間	3回	
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満		初回3回、追加1回 ※接種開始年齢により回数が異なります。	
B型肝炎	生後2カ月～生後9カ月未満		3回	
5種混合 (ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風、ヒブ)	生後2カ月～生後90月（7歳6カ月）未満		初回3回、追加1回	
BCG	生後1歳になるまで		1回	
水痘（水ぼうそう）	1歳～3歳未満		2回 ※水痘にかかった場合は対象になりません。	
麻疹風疹	【1期】1歳～2歳未満 【2期】5歳～7歳未満		1回ずつ ※2期は小学校就学前の1年間	
日本脳炎	【1期】3歳～7歳6カ月未満		初回2回、追加1回	
	【2期】9歳～13歳未満		1回	
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳～13歳未満		1回	
ヒトパピローマウイルス感染症	中学1年生～高校1年生まで		2価・4価・9価の3種類があります。 ●2価：3回 ●4価：3回 ●9価：15歳未満で開始 2回 15歳以上で開始 3回	



●任意予防接種：個人の希望により接種する予防接種で一部助成があります。

種類	助成対象年齢	接種回数	助成額
インフルエンザ 	6カ月～18歳以下 及び妊婦	13歳未満：2回 13歳以上：1回	子ども：1回につき2,000円補助 妊婦：自己負担2,000円

※子どもは、県内医療機関は接種料の一部を医療機関にお支払いください。県外の医療機関は接種後償還払いとなります。  
妊婦の方は県内・県外の医療機関で接種後償還払となります。

問い合わせ先：柳津町役場町民課保健衛生係 ☎ 0241-42-2118

☆ 救急医療 ☆



●福島県こども救急電話相談

夜間急に子どもの身体の具合が悪くなった時、看護師や保健師等に相談でき、家庭でできる対処方法についてアドバイスを聞くことができます。また、必要があれば受診可能な医療機関の案内をします。

【相談対象者】夜間急に身体の具合が悪くなった子どもの保護者

【相談時間】午後6時～翌朝8時まで

【電話番号】短縮ダイヤル #8000

又は 024-521-3790

●会津若松市夜間急病センター

子どもの疾患のうち、外科的疾患を除く内科を中心とした疾患を診察・治療します。

【受付・診療時間】

◎受付時間：午後6時～午後10時30分

◎診察時間：午後7時～午後11時

【場所】謹教コミュニティセンター「夜間急病センター」  
会津若松市山鹿町1番22号

【電話】0242-28-1199（予約制）





## 4. 保育所を利用するには

### ☆ 保育所入所 ☆



保護者の就労、病気・その他の事情により家庭で十分な保育ができない場合、保護者に代わって保育を行い、健全な心身の発達を図ります。

子ども・子育て支援新制度により「保育の必要性」の認定を受けることが必要となります。

町には2か所の保育所があり、家庭の都合で選ぶことができます。

	柳津保育所	西山保育所
定員	100名	20名
場所	柳津町大字柳津字薬師堂上乙18 85番地 電話 0241-42-2238	柳津町大字砂子原字居平406番 地 電話 0241-43-2130

【対象児】 生後6カ月から小学校就学前の乳幼児

【保育時間】 保育の認定の事由により保育時間が決定となります。

◎保育標準時間（11時間） 7：00～18：00

◎保育短時間（8時間） 8：30～16：30

※土曜日1日保育は平日と同じです。（申請書が必要となります。）

※日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

【申込書類】

◎ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

◎ 入所申込書

◎ 就労証明書等

【保育料】 無料（教材費等などは、保護者負担となります。）

【申込先】 柳津保育所



問い合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238



## 5.子育て支援

### ☆ 延長保育 ☆

保育所入所児童で、保護者が就労等で延長保育が必要と認められる場合に延長保育を行います。

【保育時間】 18:00～19:00

【申込み】 各保育所

【保育料】 利用日1日 100円

- 〔1カ月当たり1,000円を上限とします。〕
- 〔1カ月に10回以上利用した場合でも1,000円となります。〕



問合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238

### ☆ 一時預かり保育 ☆

一時的に家庭での育児が困難となった場合に保育所において保育を実施します。

【対象児童】 生後6カ月以上から小学校就学前の以下に該当する乳幼児

◎町に住所を有し保育所入所していない

◎里帰り出産等のため保護者と一時的に町内に滞在する

【実施施設】 柳津保育所

【利用時間】 午前9時から午後4時まで（保育所の休日を除く）

【利用料金】

◎利用時間が4時間以内 500円

◎利用時間が4時間以上 1,000円

◎生活保護世帯 無料

【申し込み】 利用する3日間前までに「一時保育申込書」を提出してください





問合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238

☆ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ☆

保護者が入院や冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に児童の養育ができない場合等に委託施設で一定期間、児童や母子での滞在を行う事業です。

【利用できる方】

	お子さんの一時預かり	母子利用
対象者	町に住所を有する 満2歳から18歳までの お子さん	町に住所を有する 母親と0歳から18歳までの お子さん
利用条件	保護者の疾病、育児疲れ、 慢性疾患児の看病疲れ、育児 不安、出産、看護、事故 災害、冠婚葬祭、転勤、出 張、学校などの公的行事への 参加などがある場合	お子さんとの関わり・療育につい て支援を希望する場合、リフレッ シュが必要な場合 
利用期間	1回につき7日以内 	

【利用料金】

子	生活保護世帯・ひとり親世帯等で非課税世帯	0円
	非課税世帯・ひとり親世帯等で課税世帯	900円
	その他の世帯	2,200円
母	全世帯	0円

- ・1日あたり、かつお子さん1人あたりの金額です。
- ・食事（1食400円）、おむつ代等の実費は別途かかります。
- ・保育所や学校等への送迎については、相談となります。



問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 子育て世帯訪問支援事業 ☆

家事や子育てに不安や負担を抱えている家庭や妊産婦の家庭に訪問支援員が訪問して、家事、子育て支援を行います。

【対象者】 町に住所を有している方で

- ◎食事や生活環境等保護者の養育について支援が必要である家庭
- ◎若年妊婦等出産後の養育について、出産前から支援が必要な妊婦
- ◎支援を要するヤングケアラー等

【支援内容】

- ◎家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ◎育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、外出時の補助等）
- ◎子育て等に関する不安や悩みの相談・助言
- ◎子育てに関する情報提供

【利用回数】 週に2回 1回1時間まで原則3カ月間

【利用料】 無料



問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

## ☆ 保育所開放日 ☆

保育所入所していないお子さんや保護者が保育所入所児と一緒に遊びます。子育てに関する相談もできます。

【対象者】 保育所入所前のお子さんとその保護者（お子さんの年齢は問いません）・妊婦

【実施時間】 午前9時30分から11時

【実施場所】 柳津保育所

【料金】 無料

【持ってくるもの】 飲み物（ミルク）、おむつなど



問い合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238

## ☆ こども誰でも通園制度 ☆

保護者のみなさんと一緒にこどもの健やかな発達を促し、子育てを応援するための制度です。保護者が仕事をしているかどうかなどに関わらず、時間単位で保育所に通える制度です。

### 【対象者】

◎保育所に通っていない生後6カ月～満3歳未満のお子さん

【利用施設】柳津保育所・西山保育所

【利用時間】月10時間以内

【利用料金】1時間あたり 300円

【申し込み】柳津保育所にお問い合わせください。



同年代のお友達と遊んでほしい



子育てについて相談にのってほしい

育児を離れてリフレッシュ



問合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238

☆ 子育てに悩んだら ☆



●児童家庭相談

家庭における児童の養育やしつけ、家族関係など子どもに関する家庭内のさまざまな問題について、専門員（児童福祉司）が相談に応じます。電話でも相談できます。

【受付日】月曜日から金曜日（祝祭日および年末年始を除く）

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分

【料金】無料

※相談内容はいっさい外にはもらしません（匿名でも大丈夫です）

問い合わせ先：会津児童相談所 ☎ 0242-23-1400

●児童虐待に関する相談・通報

「虐待かも」と思ったらすぐにお電話をください。

【相談先】柳津町役場町民課住民福祉係

電話 42-2118

【対応時間】平日 8:30~7:15

【通話料】無料



下記のダイヤルでは24時間いつでも児童相談所の職員につながります。

相談は、匿名でもできます。また、相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

☎ 189 (いちはやく)

●子育て電話相談

育児上の悩みや精神的な悩みなどの相談に保健師が応じます。

【相談先】柳津町こども家庭センター

【相談時間】平日9:00~17:00

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118



## 6.ひとり親家庭への支援

### ☆ 児童扶養手当 ☆

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、お子さんを養育している方に支給されます。

#### ●支給対象者

18歳に達する最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を養育している方  
所得制限（扶養義務者を含む）があります。

#### ●支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月

※引き続き受給するためには、毎年8月に現況届の提出が必要です。

金額は別途お問い合わせください。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ ひとり親家庭等医療費助成 ☆

児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）を養育するひとり親家庭の親とお子さんの医療費の一部を公費で負担します。

#### ●助成内容

対象者が医療機関の窓口で支払った保険診療の自己負担分のうち、同一受診月ごとに1世帯の自己負担額を合計して1,000円を超えた場合に1,000円を超えた額を助成します。

#### ●受給資格

受給資格者として登録が必要です。

※所得制限があります。

問い合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ☆

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立や子どもの就学のために必要な資金を借りることができます。

事業開始資金や就学資金、生活資金などがあり、資金の種類や貸付方法によって無利子・低利子があります。

問い合わせ先：会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0242-29-5278

### ☆ 福島県自立支援教育訓練給付金事業 ☆

雇用保険に適用しないひとり親家庭の父母の就業に役立つ講座の受講費用の一部を助成する制度です。

受講前に、あらかじめ相談を受ける必要があります。

問い合わせ先：福島県子ども未来局児童家庭課 ☎ 024-521-7176

### ☆ 福島県高等職業訓練促進給付金等事業 ☆

ひとり親家庭の母または父の就職を支援するために専門的な資格取得（看護師や介護福祉士等）を目的とし、養成機関で修業する場合に給付金を支給する制度です。

事前に相談する必要があります。



問い合わせ先：福島県子ども未来局児童家庭課 ☎ 024-521-7176

### ☆ 夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」 ☆

ひとり親世帯で就学に関して経済的に困難な生徒に月額3万円支給します。（返還不要・他の奨学金との併用可）

●全国で400名程度

●対象：中学3年生、高校等1～3年生

※詳細は「全母協」で検索してください。

問い合わせ先：全国母子寡婦福祉団体協議会

## ☆ 福島県母子家庭等就業・自立支援センター ☆

子育てと両立させながら自分にあった職場で安心して働きたい、そんな一人親の方々を応援します。経験豊富な相談員が面談し、一人一人の適正、条件にあった働き方を提案します。応募書類の添削、採用試験の面接対策や自立のための「母子・父子自立支援プログラム」の策定等きめ細やかにサポートを行います。(無料)

### ●相談窓口

〒960-8164

福島市八木田字中島36-1 (株式会社トーネット内)

### ●フリーダイヤル 0120-650-110

### ●受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)

※出張面談も可能です。(要日程調整)

※時間がとれないひとり親の方のため、土曜日、日曜日、夜間も対応します。(要事前予約)

### ●ホームページ：<https://support-tonet.net/>



問い合わせ先：福島県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 0120-29-5278

## ☆ ひとり親家庭相談 ☆

母子・父子自立支援員がひとり親のみなさんの生活上の様々な相談に応じています。

また、就業相談や求人情報の提供等を行う「就業支援専門員」を配置し相談に応じています。希望があれば、ハローワークや職場見学への動向も行っています。

### ●相談時間：月曜日～金曜日 (祝・休日を除く)

午前8:30～17:15

※秘密は厳守します。

問い合わせ先：会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0242-29-5278



## 7.障がい・発達が気になるときは

### ☆ 発達・発育が気になるお子さんへ ☆

心身の発達・発育が気になるお子さんの相談など随時相談を受け付けています。

お気軽に柳津町こども家庭センター（役場町民課）までご相談ください。

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 手帳の申請 ☆



障がいのある子どもが各種援助やサービスを受けるときに必要な手帳です。手帳には、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の3種類があります。

身体障害者手帳の障がいの種別や等級に応じて、眼鏡や車いすなどの補装具の交付や修理に対して費用の一部について助成があります。

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 特別児童扶養手当 ☆

20歳未満で中度または重度の障害（身体または精神）がある児童を養育している方に支給されます。

所得制限があります。また、児童が施設入所している場合や障害を理由として公的年金を受けることができる場合は対象外となります。

●支給月 4月・8月・11月

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 障害児福祉手当 ☆

心身に重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅で生活する20歳未満のお子さんに支給されます。

所得制限があります。また、児童が施設入所している場合や障害を理由として公的年金を受けることができる場合は対象外となります。

●支給月 2月・5月・8月・11月

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 自立支援医療の給付（育成医療） ☆

18歳未満の身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童に対して、手術や治療によって確実な治療効果が期待できる場合に、その医療費の自己負担を一部公費で負担します。

世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されています。

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 ☆

聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入時の費用の一部を助成します。

所得制限があります。また、他の法令等に基づき補聴器の購入の助成を受けることが出来る場合は対象外となります。



問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118

### ☆ 障がい児に対する支援 ☆

発達に不安がある子どもが通所して受けられる支援です。

●児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業のサービスが受けられます。その他、支援のためのサービスについての詳細は、担当課までご相談ください。

問合わせ先：柳津町役場町民課住民福祉係 ☎ 0241-42-2118



## 8.入学後の子育て

### ☆ 町立小・中学校 ☆

柳津町立柳津小学校

住所：柳津町大字柳津字上村道下乙1580番地



柳津町立西山小学校

住所：柳津町大字砂子原字居平316番地

柳津町立会津柳津学園中学校

住所：柳津町大字柳津字上村道下乙1580番地



問い合わせ先：柳津町教育委員会学校教育係 ☎ 0241-42-2115

### ☆ 入学祝金 ☆

p9をご覧ください。

### ☆ 就学時健康診断 ☆

新年度に小学校に入学する児童を対象に健康診断を行います。医師による診察や簡単な知能検査などを行います。



### ☆ 就学相談 ☆

小学校の就学にあたり、お子さんの成長や発達で心配がある保護者からのご相談を受付けています。

問い合わせ先：柳津町教育委員会学校教育係 ☎ 0241-42-2115

### ☆ 就学援助制度 ☆

経済的理由によって、小学校や中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者の方へ、学用品費、医療費等の必要な援助を行います。

問い合わせ先：柳津町教育委員会学校教育係 ☎ 0241-42-2115

### ☆ 特別支援教育就学奨励費制度 ☆

特別支援学校や特別支援学級へ就学する児童・生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費・通学用品購入費、通学に要する交通費等の援助を行います。

問い合わせ先：柳津町教育委員会学校教育係 ☎ 0241-42-2115

### ☆ 放課後児童クラブ ☆

仕事等の都合で昼間保護者のいない家庭の小学校のお子さんをお預かりし、友達と遊んだり、宿題をしたりして過ごす場所です。

- 柳津町わくわくクラブ：実施場所 柳津町立柳津小学校
- 柳津町なかよしクラブ：実施場所 柳津町立西山保育所



問い合わせ先：柳津町保育所 ☎ 0241-42-2238

### ☆ 放課後子ども教室 ☆

小学校のお子さんが放課後、学習活動やスポーツ、文化活動、異年齢交流など、いろいろな活動・体験を通して、子どもの豊かなこころを育みます。地域の方々のご協力をいただきながら行います。

- 「ふらっと」：対象者 柳津小学校の児童  
活動場所 中央公民館（ふれあい館）
- 「杉の子サークル」：対象者 西山小学校の児童  
活動場所 ゆきげ館（活動内容によってはふれあい館）

問い合わせ先：柳津町中央公民館 ☎ 0241-42-3511